

国会

法律第：83/2015/QH13号

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

国家予算法

ベトナム社会主義共和国憲法に基づく。

国会は国家予算法を公布する。

第I章

総則

第1条：適用範囲

本法は、国家予算の立案、執行、会計監査、決算、監査並びに、国家予算分野において関係する個人・部署・組織・機関の任務と権限について規定するものとする。

第2条：適用対象

1. 国家機関、政治組織、政治・社会組織。
2. 国家から振り分けられた任務に基づいて国家予算の支援を受ける政治社会職業組織、社会組織、社会職業組織。
3. 公共事業の部署。
4. その他国家予算に関係する組織・個人。

第3条：法律適用

1. 国家予算の立案、執行、会計監査、決算、監査は、本法の規定及びその他関連する法令規定を遵守しなければならない。
2. ベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約に、本法と違う規定を定める場合、当該国際条約の規定を優先する。

第4条：用語解説

本法には、以下の用語が次のとおり解説される。

1. *国家予算の支出超過*は、中央予算の支出超過と地方の省級予算の支出超過を含む。中央予算の支出超過は、中央予算の支出総額（借入

元金の返済を含まない)と中央予算の収入総額の差額で確定される。地方の省級予算の支出超過は各地方の省級予算の支出超過を合計するものであり、各地方の省級予算の支出総額(借入元金の返済を含まない)と各地方の省級予算の収入総額の差額で確定される。

2. *国家予算の支出見積配分制約*とは、各プログラム、プロジェクト、任務に対する来年度又は将来の各年度の支出予算見積の配分に関して、管轄国家機関による法令規定を遵守することをいう。

3. *国家準備の支出*とは、国家準備に関わる法令規定に基づいて準備品を購入するために、国家予算から支出する任務のことをいう。

4. *開発投資の支出*とは、基本建設の支出及びその他法令規定に従った一部の投資の支出を含む国家予算から支出する任務のことをいう。

5. *基本建設の支出*とは、経済社会インフラの投資プログラム・プロジェクトや、経済社会発展のためのプログラム・プロジェクトを実現すべき国家予算の支出ことをいう。

6. *経常支出*とは、国家仕組や政治組織、政治社会組織の活動を確保し、また他組織の活動を支援し、経済社会発展、国防・安寧保障に関する国家の経常任務を実現するための、国家予算の支出のことをいう。

7. *借入金返済の支出*とは、期限到来債務(元金、利息、手数料その他債務に関する料金を含む)を返済するための、国家予算の支出のことをいう。

8. *国家予算の予備*とは、国家予算の支出見積の中に、管轄機関が各予算級において決定した未配分項目のことをいう。

9. *第I級予算見積機関*とは、首相又は人民委員会から予算見積の実施を受任した予算見積機関のことをいう。

10. *予算機関*とは、管轄機関から予算見積の実施を受任した機関・組織・部署のことをいう。

11. *予算使用機関*とは、予算の直接管理・使用について受任した予算見積機関のことをいう。

12. *予算残高*とは、各予算級における予算年度終了時の予算収入と予算支出の差額のことをいう。

13. *地方予算*とは、地方が受け取ることができるものとして分級した国家予算の収入、中央予算から地方予算への追加収入及び、地方級の支出任務に所属する国家予算の支出のことをいう。

14. **国家予算**とは、国家のすべての収入・支出で、管轄機関が決める一定期間において国家の機能・任務の実現を確保するために見積・実現されるものをいう。

15. **中央予算**とは、中央級が受け取ることができるものとして分級した国家予算の収入や、中央級の支出任務に所属する国家予算の支出のことをいう。

16. **予算管理分級**とは、経済社会の管理分級に適合しながら、国家予算の管理に関する各級の政権や予算見積機関の範囲・責任・権限を特定することをいう。

17. **財務準備基金**とは、国家の基金で、法令規定に従って国家予算及びその他の財源から形成されるものをいう。

18. **国家予算基金**とは、国家が保有する各種金額のすべて（借金も含む）で、一定の時点における各級の国家予算の口座に存在する借金のことをいう。

19. **予算外の国家財務基金**とは、管轄機関によって設立が決定される基金で、国家予算と独立に活動し、当基金の収入や支出任務が法令規定に従った各種任務を実現するためのものをいう。

20. **予算均衡の追加金**とは、下級の政権が自己の予算均衡を取って振り分けられた任務を実現するために、上級の予算が下級の予算に補填する予算のことをいう。

21. **特定目的の追加金**とは、具体的なプログラム、プロジェクト、任務の実現を支援するために、上級の予算が下級の予算に追加する予算のことをいう。

22. **予算見積収支監査金**とは、年次国家予算や3年間の財務・国家予算計画を立案するための根拠として、管轄機関が各予算級や機関、組織・部署に対して通知する国家予算の収入額・支出額のことをいう。

23. **地方予算の安定期**とは、5年間の経済社会発展計画又は、国会の決定にあわせて、5年間における各予算級と、上級の予算から下級の予算への均衡追加額の比率（%）の安定期のことをいう。

24. 各予算級における収入の配分比率（%）とは、各予算級の総収入に対してそれぞれの予算級が受け取ることができる予算の比率（%）のことをいう。

第5条：国家予算の範囲

1. 国家予算の収入は以下を含む。

a) 税金、手数料による収入のすべて

b) 国家機関が実施するサービス活動からの手数料による収入のすべて（活動費を任せられる場合はそれが控除される）；公共事業の部署や国営企業が実施して法令規定に従った国家予算に納付するサービス活動の手数料による収入のすべて

c) 各国政府、国外の組織・個人からベトナム政府や地方政権に対して無償支援する金額

d) その他法令規定に従った収入

2. 国家予算の支出は以下を含む。

a) 開発投資の支出

b) 国家準備の支出

c) 経常支出

d) 借入利息の支出

d) 援助の支出

e) その他法令規定に従った支出

3. 国家予算の支出超過。

4. 国家予算の借入総額で、支出超過を補填するための借入金や元金を返済するための借入金を含む。

第6条：国家予算系統

1. 国家予算は中央予算と地方予算から構成される。

2. 地方予算は各地方政権の予算から構成される。

第7条：国家予算の均衡原則

1. 税金、料金、手数料による収入その他法令規定に従った収入は、具体的な支出任務を伴わないとの原則で、国家予算の均衡に不足することなく集計される。法令規定に基づいて、具体的な支出任務を伴う収入がある場合、予算支出見積の中にこれらの収入から実現するように配分される。予算収入政策の制定に当たっては、中長期の予算均衡原則や国際経済への統合に伴う制約の実現を確保しなければならない。

2. 国家予算は、税金、料金、手数料からの総収入が経常支出を上回らなければならないとの原則で、徐々に蓄積額を増加させて開発投資のために支出するように、均衡を保つものとする。支出超過となる場合、支出超過額が開発投資の支出額を下回らなければならない、予算収支の均衡化を実現する。特別な場合に、政府が提案して国会が検討・決定するものとする。収入超過となる場合、国家予算の各借入金の元金と利息を返済するために配分される。

3. 国家予算の支出超過に補填するための借入金は、開発投資だけのために支出し、経常支出に配分しないものとする。

4. 中央予算の支出超過は次の財源から補填される。

a) 国債、祖国建設の公債の発行による国内借入金その他法令規定に従った国内借入金。

b) 各国政府、国際組織からの借入による国外借入金、国債の国際発行による借入金。転貸のための借入金は除く。

5. 地方予算の支出超過

a) 省級予算のみが支出超過を可能とする。地方予算の支出超過は、省級人民委員会が承認した中期公共投資計画に所属するプロジェクトのために投資するとの目的のみに利用される。

b) 地方予算の支出超過は、地方政権の地方債の発行、転貸のための政府借入金からの転借その他法令規定に従った国内借入金を財源として補填される。

c) 地方予算の支出超過は、国家予算の支出超過に集計され、国会によって決定される。政府は、地方の返済能力や国家予算の支出超過総額との適合性を確保するために、地方予算の支出超過認可条件を具体的に規定するものとする。

6. 地方予算の借入残高

a) ハノイ市とホーチミン市では、分級によって受け取ることができる地方予算の収入の 60% を超えないものとする。

b) 分級によって受け取ることができる予算の収入が地方予算の経常支出を上回る地方では、分級によって受け取ることができる予算の収入の 30% を超えないものとする。

c) 分級によって受け取ることができる予算の収入が地方予算の経常支出以下となる地方では、分級によって受け取ることができる予算の

収入の20%を超えないものとする。

第8条：国家予算の管理原則

1. 国家予算は統一的、民主的集中、効果的、節約的、公開的に公正かつ公平に管理され、管理について分担・分級がなされ、各級の国家管理機関の責任に権限を連帯する。

2. 予算の支出・収入のすべては、国家予算に不足することなく見積・集計されなければならない。

3. 予算の収入は、税務関連法の規定に従って行い、徴収体制は法令規定に従うものとする。

4. 予算の支出は、管轄階級から振り分けられた予算見積があるときに行うものとし、管轄国家機関が決めたスケジュール、基準、割当に従わなければならない。各予算級、予算見積機関、予算使用機関は、財源が確保されていないとき、又は基本建設債務や経常支出任務の執行経費債務を発生させるような予算支出見積があるときに、支出の任務を行ってはいけない。

5. 経済社会発展の各時期における党、国家の方針・政策の実現、貧困削減、民族政策、男女平等目標の実現、農業農村開発、教育・訓練、医療、技術科学その他重要な政策の実現に予算の配分を優先するよう確保しなければならない。

6. 経済・社会発展の任務実現、国防・安寧の保障、外交、国家仕組の運営費用のために予算を配分する。

7. 国家予算は政治組織や政治・社会組織の活動経費を均衡するよう確保する。

8. 政治社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織の活動経費は、自己確保の原則で行い、国家予算は、政府の規定に基づいて国家から振り分けられた任務のみに支援するものとする。

9. 国家予算の支出任務に所属する期限到来借入金を返済するよう確保する。

10. 国家予算の配分使用があるプログラム・プロジェクトを決定することやそのために投資すべき支出の決定は、公共投資法及び関連する法令規定に適合しながら行わなければならない。

11. 国家予算は予算外の財務基金の活動経費を支援しない。法令規定に基づいて国家予算から資本金の支援を受ける場合、国家予算の能力

に適切で、かつ各条件（法令規定に基づいて設立・活動すること、独立の財務能力を有すること、収入源・支出任務が国家予算の収入源・支出任務に重ならないこと）に満たしたときのみに行うものとする。

第9条：収入源・支出任務の管理分級原則及び各予算級の関係

1. 中央予算、各地方政権級の予算は、具体的な収入源と支出任務が分級される。

2. 中央予算は、主体的な役割を果たし、国家支出任務の実現、予算均衡が確保されていない地方への支援、本法第40条第3項に定めた地方への支援を保障する。

3. 地方予算は、振り分けられた支出任務を主体的に実現できるように収入源が分級される。省級人民委員会は自己地域における各級の経済社会管理階級、国防・安寧、管理能力に応じて収入源・支出任務の分級を決定するものとする。

4. 各階級の支出任務は当該階級の予算で確保するものとする。予算の支出増加を発生させる新規政策・体制の制定と実現は、財源確保策を必要とし、各階級の予算均衡能力に適切でなければならない。予算配分を使用するプログラム・プロジェクトへの投資決定は、分級に基づいた予算の範囲内で行わなければならない。

5. 上級の国家予算に所属する国家管理機関が下級の予算に所属する国家管理機関に自己の支出任務の実現を委任する場合、当該受任先の下級機関に対し、当該支出任務の実現のために見積を配分して委任しなければならない。予算の受任した機関は、委任機関と当該予算の決算を行わなければならない。

6. 各予算級の収入と、上級予算から下級予算への追加金の比率（%）は公平で、各地域・地方のバランスの取れた発展を保障する原則で、分配を行うものとする。

7. 予算安定期において：

a) 各予算級の収入の分配比率（%）を変更しない。

b) 管轄機関は毎年、上級予算の均衡能力に基づき、上級予算から下級予算均衡の追加金を安定期の初年度より増加するよう決定するものとする。

c) 上級予算から下級予算への特定目的の追加金は、予算配分の原則・指標・割当や予算支出の制度・基準・割当並びに、上級予算の能力、

下級地方の予算均衡能力に基づいて確定される。

d) 各地方は、経済・社会発展任務の実現、国防・安寧の保障に対する支出を増加するために、地方予算が分級によって受け取ることができる増収源を使用することができる。予算見積りより増加した収入は、本法第 59 条第 2 項の規定に従うものとする。

予算安定期に新規プロジェクトの活動開始によって収入源が発生することで地方の予算収入が大幅に増加した場合、当該増加分は上級予算に納付しなければならない。政府は国会に、省級人民委員会は同級人民評議会に提出し、当該増加分の上級予算への収納や、本法第 40 条第 3 項の規定に基づき、管轄機関から承認を受けるプロジェクトを通じて地方のインフラ整備投資を支援するために、上級予算への特定目的の追加金を一部加配するよう、決定する。

d) 地方予算の収入が客観的な原因によって予算見積りより減少した場合は本法第 59 条第 3 項の規定に従って行うものとする。

8. 各予算安定期後に、国家支出任務を実現すべき上級予算の財源、各地方発展の均衡を強化するために、各地方は地方予算の自己均衡能力・発展能力を強化し、上級予算からの均衡追加配と地方予算の総支出の比率を徐々に低減し、各予算級の収入の上級予算への収納比率（%）を増やすことだ

9. ある階級の予算を他階級の任務のための支出に使用してはならない。また、ある地方の予算を他地方の任務のための支出に使用してはならない。ただし、以下の場合は除く。

a) 天災、災害、疾病その他地方の経済・社会の安定、安寧・秩序の保障、社会安全の保障など緊急事態が発生したとき、上級の動員を至急に必要となった場合に、下級予算から地域における管轄の上級機関に対して支援する予算。

b) 地域における上級機関が自己の職能を実現するときに、下級機関からの要求に基づいた一部の任務もあわせて実現する場合。

c) 地方の予備予算を、他地方の天災・災害による重大被害の克服を支援するために使用する場合。

10. 国際条約の実現によって中央予算の収入減となったとき、中央予算の主体的な役割を保障するために、政府は国会に対して中央予算と地方予算の配分を調整するよう提出する場合。

第10条：国家予算の予備

1. 予備比率は各級予算の総支出の2%～4%とする。
2. 国家予算の予備は次の目的に充当される。

a) 天災、災害、疾病、救荒による被害の防止・克服、国防・安寧に関する重要な任務、その他自己階級の予算支出任務に所属するものの、予算が見積されていない必要な任務への支出。

b) 本項第 a 号に定めた任務の実現に関して、下級予算が自己予備を充当したものの、需要に十分に対応できないときに、下級予算を支援する支出。

- c) 本法第9条第9項第 c 号の定めに従って他地方を支援する支出。

3. 国家予算の予備の使用決定権限

a) 政府は中央予算の予備に対する使用決定権限を規定し、国会常務委員会に対して中央予算の予備の使用状況を定期的に報告し、国会に直近の会議において報告する。

b) 各級人民委員会は自己階級の予算の予備を決定し、同級の人民評議会経常委員会へ定期的に報告し、同級の人民評議会に直近の会議において報告する。

第11条：財務準備基金

1. 政府、省・中央直轄市級人民委員会（以下、「省級」と記す）は法令規定に基づき、増収源や予算残高からの財務準備基金を設立し、年次の予算支出見積やその他の財源に配分する。各階級における財務準備基金の残高は当該階級の年次予算支出見積の25%を超えないものとする。

2. 財務準備基金は次の場合に使用される。

a) 収入源の確保が間に合わないものの、予算年度内に返済を必要となる場合に、予算支出見積に基づいた支出需要に対応するために、仮払予算に充当する。

b) 国家予算の収入又は、支出超過補填のための借入が国会、人民委員会の決めた予算見積の水準に達しない場合又は、広域で重大に発生した天災、災害、疾病の克服任務の実現、国防・安寧任務の実現その他予算見積外の緊急任務の実現に関して、予算の再調整を行って予算の予備をすべて使用したにも関わらず財源が十分に確保されない場合、財務

準備基金を使用して支出需要に対応することができるが、年内の使用可能水準が基金の年初残高の70%を超えないものとする。

3. 政府は財務準備基金の使用決定権限を規定する。

第12条：国家予算の収入・支出の実現要件

1. 国家予算の収入は本法の規定、税務関連法その他国家予算の収入に関する法令規定に従わなければならない。

2. 国家予算の支出は本法第51条に定めた場合を除き、振り分けられた予算見積の中に配分がある場合のみに行い、また予算使用機関の長、投資主又は受任者が支出を決定した、かつ次の各号の要件に満たさなければならない。

a) 基本建設投資の支出の場合、公共投資や建設に関わる法令規定に従った要件を満たさなければならない。

b) 経常支出の場合、管轄国家機関が規定した支出の制度・基準・割当に従わなければならない。定員数や経費の使用について自主的・自己責任の体制で実施することが管轄機関から許可された機関・部署は、内部支出規則に基づき、振り分けられた自主予算見積に適合しながら行うものとする。

c) 国家準備支出の場合、国家準備に関する法令規定に従った要件に満たさなければならない。

d) コンサルティングサービス、物品購買、建設について入札者を選定することが義務付けられる任務・プログラム・プロジェクトに所属する入札の場合、入札に関する法令規定に従って入札を行わなければならない。

d) 国家が注文したり計画を指名したりする方式で実施する業務のための支出の場合、管轄機関が公表する価格、料金、手数料の規定に従わなければならない。

第13条：国家予算の収支の会計・決算

1. 国家予算の収支はベトナムドンで計上する。外貨による国家予算の収支は、発生時点において管轄機関が定める換算レートでベトナムドンに変換して国家予算の収支を計上する。

2. 国家予算の収支は、適時で期限どおりかつ不足することなく計上・決算しなければならない。

3. 国家予算の会計と決算は、国家会計制度や国家予算目録及び本法の規定に従って統一的に実施するものとする。

4. 国家予算の収支書類は法定規定に従って発行、使用、管理される。

第14条：予算年度

予算年度は西暦1月1日を起点、同年12月31日を終点とする。

第15条：国家予算の公開

1. 国会・人民評議会に提出する国家予算見積；管轄機関から決定された国家予算見積；国家予算の実現状況報告；国会・人民評議会から批准された国会予算の決算；予算見積機関、国家予算から支援を受ける組織、国家予算を使用する基本建設投資プログラム・プロジェクトの予算見積、予算実現状況、決算は、次の規定に従って公開される。

a) 公開すべき内容は、国会・人民評議会に提出する国家予算見積の説明資料・報告、管轄機関から決定された予算見積、国家予算の実現状況、国家予算の決算；国家会計監査からの提議の実現結果を含むが、国防・安寧、国家準備に関する詳細資料・説明報告は除く。

b) 国家予算の公開は次の複数もしくは一つの形式で行う。会議で発表すること、機関・組織・部署の事務所で掲示すること；書籍を出版すること；関連する機関・組織・部署・個人に対して書面で通知すること；ウェブサイトに掲載すること；マスコミに告知すること。

c) 国家予算見積の報告は、政府から国会議員に、人民委員会から人民評議会議員に送付する日より5営業日以内に公開しなければならない。

管轄機関から決定された国家予算見積の報告、管轄機関から批准された国家予算の決算報告、国家予算の会計監査結果、国家会計監査からの提議の実現結果は、当該文書の公布日より30日以内に公開しなければならない。

四半期ごと・半年ごとの予算実現状況報告は、四半期ごと・半年ごとの終了日より15日以内に公開しなければならない。

年次の国家予算実現状況報告は、翌年の半ばに開催する会議において政府から国会に報告する時に公開される。

2. 国家予算手続きの公開

- a) 公開を行うべき対象は、徴収機関、財務機関及び国家金庫とする。
 - b) 公開すべき内容は、各徴収金の申告、徴収、納付、減免、延長、還付に関する手順・手続き；国家予算の仮払い、配分、支払いに関する規定。
 - c) 公開は機関の事務所で掲示する形式又は、機関のウェブサイトに掲載する形式によって行われる。
3. 公開すべき内容は、財務省が定めた項目・書式に従って漏れなく行わなければならない。
4. 本条第1項、第2項の定めに従って公開すべき責任を有する対象が、不足することなくかつ期限どおりに公開を行わなければ、法令規定に従って処分される。
5. 国会予算の公開の詳細は、政府が規定するものとする。

第16条：公衆による国家予算の監査

1. 国家予算は公衆によって監査される。ベトナム祖国戦線の各級は公衆による国家予算の監査を組織する。公衆による国家予算の監査内容は次のものを含む。
- a) 国家予算の管理、使用に関する法令規定の遵守状況。
 - b) 年次国家予算見積の実現状況。
 - c) 本法第15条の規定に従った国家予算の公開実施状況。
2. 公衆による国会予算の監査の詳細は政府が規定するものとする。

第17条：5年間財務計画

1. 5年間財務計画とは5年間経済・社会発展計画にあわせ、5年間を対象時期として作成する財務計画のことをいう。5年間財務計画は、国家予算・財務の総合目標と具体目標；国家予算・財務に関する大きな方向；国内収入、原油からの収入、輸出入活動からの均衡収入に関する徴収額と徴収体制；開発投資の支出、借入金の返済支出、経常支出に関する支出金と支出体制；予算支出超過の方向性；国家の海外債務、公債、政府債務の限界；計画の実現に向けた主な対策を規定するものとする。
2. 5年間財務計画は次の目的に活用される。
- a) 国家、分野、業界及び地方の経済・社会発展目標の実現；中期における公共財源と国家予算の均衡化と有効使用；国家予算の公開・公

正の推奨。

b) 管轄機関が国家予算源の中期投資計画を検討・決定するための根拠とする。

c) 年次国家予算見積の立案、3年間財務・国家予算計画の立案向けの方向性とする。

3. 5年間国家財務計画、5年間の省・中央直轄市財務計画を含む5年間計画。

4. 計画期の初年度予算見積の提出時点にあわせ、財務省は5年間財務計画を主体として策定し、政府から国会への報告のために提出、財務局は自己地域の5年間財務計画を策定し、同級人民委員会から人民評議会への報告と検討・決定のために提出する責任を負う。

5. 5年間財務計画の立案の詳細は政府が規定するものとする。

第18条：国家予算分野における禁止行為

1. 職務・権限を利用して不正に取得する又は、責任の欠如で国家予算の収入源に損害を与えるような行為を行うこと。

2. 税務関連法その他予算収入に関わる法令規定に反して徴収すること；各級予算からの収入源を規定に反して配分すること；国家予算の収入源を制度に反して確保すること；法令規定に反した徴収を勝手に規定すること。

3. 本法第51条に定めた場合を除き、予算見積がない支出；振り分けられた予算見積に沿わない支出；制度・基準・割当・目的に従わない支出；法令規定に反した支出を勝手に規定すること。

4. 権限に沿わずに実現の資金源を明確に特定しないまま、国家予算を使用したプログラム・プロジェクトへの投資を決定すること。

5. 法令規定に反して借入を行うこと；予算の均衡能力を超えた借入を行うこと。

6. 法令規定に反して国家予算を使用して借出、仮払い、出資を行うこと。

7. 法令規定に従った支出要件に満たしたにも関わらず、予算の支出を遅らせること。

8. 国家会計監査制度や国家予算目録に反して計上すること。

9. 国家予算見積の立案・提出、国家予算の決算を所定期間より遅

く行うこと。

10. 法令規定に反して国家予算を批准・承認すること。

11. 国家金庫における管轄機関から承認された予算見積に含まれない国家予算基金の金額を支出すること。ただし、本法第 51 条と第 57 条に定めた翌年度の予算仮配分、予算見積の仮払いは除く。

12. その他関連法令に定めた国家予算分野の禁止行為。

第 II 章

国家予算に関する国家機関の責務・権限、組織・個人の責任・義務

第 19 条：国会の責務・権限

1. 財務・予算分野の法令を制定・改正すること。

2. 国家予算・財務に関する基本政策の決定；各種税金の制定・改正・撤廃；国家債務、公債、政府債務の安全水準限界の決定。

3. 5 年間財務計画の決定。

4. 国家予算見積の決定

a) 国家予算の総収入が、国内収入、原油からの収入、輸出入活動からの収入、無償援助からの収入を含む。

b) 国家予算の総支出が、中央予算の支出、地方予算の支出を含む。内訳として、開発投資の支出、国家準備の支出、経常支出、借入利息返済の支出、援助支出、財務準備基金の追加支出、国家予備の支出を含む。開発投資の支出や経常支出には、教育・職業訓練分野、科学技術分野への具体支出が含まれる。

c) 国家予算の支出超過が、中央予算の支出超過や地方予算の支出超過を含み、地方ごとに具体化される。国家予算の支出超過への補填源。

d) 国家予算の借入総額で、国家予算の支出超過を補填すべき借入、国家予算の借入元金を返済すべき借入を含む。

5. 中央予算の配分を決定すること。

a) 配分する中央予算の総支出；分野ごとの開発投資の支出；分野ごとの経常支出；国家準備の支出；借入利息の返済支出；援助支出；財務準備基金の追加支出；国家予算の予備支出。

b) 各省庁・省庁同等機関・政府所属機関その他各分野の中央機関における開発投資の支出見積、経常支出の見積、国家準備の支出見積、援助支出の見積

c) 中央予算から地方予算への補填予算で、予算均衡の補填や特定の目的の補填を含む。

6. 本法第 35 条第 2 項に定めた各収入金に関して、中央予算と各地方の予算の比率 (%) を決定すること。

7. 国家予算から投資される国家目標プログラム、国家重点プロジェクトの投資方針を決定すること。

8. 必要に応じて国家予算見積の調整を決定すること。

9. 国家予算の決算を批准すること。

10. 国家予算の実現、国家予算・財務の基本政策の実現、国家予算に関する国会決議の実現を監査すること。

11. 財務・予算分野に関する国家主席、国会常務委員会、政府、首相、最高人民裁判所、最高人民検察院が定める各公文書で、憲法や国会決議に違反したものを廃止すること。

第 20 条：国会常務委員会の責務と権限

1. 法令規定に基づいて財務・予算分野に関する法令・決議を公布すること。

2. 政府から国会に提出される各法案、報告その他財務・予算分野のプロジェクトについて意見を提示すること。

3. 国家予算見積の立案・検査・決定、中央予算の配分案、国家予算の決算に関する規制を公布すること。

4. 政府から提出され、重要度が高く、影響範囲が大きく、国家の経済・社会任務の実現に関連する予算支出制度について意見を提示すること。

5. 以下の決定を行うこと。

a) 国家予算の配分に関する原則、指標、割当。

b) 国家予算の増収の見積追加；中央予算の増収分又は支出節減分について配分・使用し、国会へ直近の会議において報告すること。

6. 財務・予算分野に関する国会の法令・決議や国会常務委員会の

法令・決議の実現状況を監査すること。

7. 財務・予算分野に関する政府・首相の法律規范文書で、憲法、国会の法令・決議に反したものの施行を停止し、当該文書の廃止を国会へ直近の会議において提出すること。

8. 財務・予算分野に関する政府・首相の法律規范文書で、国会常務委員会の法令・決議に反したものを廃止すること。

9. 財務・予算分野に関する省級人民評議会の議決で、憲法や国会の法令・決議、国会常務委員会の法令・決議に反したものを廃止すること。

第 21 条：国会財務予算委員会の責務・権限

1. 国会、国会常務委員会から委任される法案、法令案その他財務・予算分野の報告・プロジェクトを審査すること。

2. 政府から国会、国会常務委員会に提出される国家予算見積、中央予算の配分案、国家予算見積の調整案、国家予算の実現報告、国家予算の決算、予算配分の原則・指標・割当、国家予算の増収分・支出節減分の使用案を主体として審査すること。

3. 政府から提出され、重要度が高く、影響範囲が大きく、国家の経済・社会任務の実現に関連する予算支出制度を審査すること。

4. 財務・予算分野に関する国会の法令・決議、国会常務委員会の法令・決議の実現状況を監視すること。国家予算、財務・予算政策の実現状況を監視すること。

5. 財務・予算分野に関する政府、首相、大臣、省庁同等機関の長の法律規范文書、中央管轄機関間の共同法律規范文書を監視すること。

6. 財務・予算分野に関する課題を提議すること。

第 22 条：民族評議会及びその他の国会委員会の責務・権限

1. 自己責務・権限の範囲内に、国会財務予算委員会、その他の関連政府機関と協力し、政府から国会、国会常務委員会へ提出される法案、法令、国家予算見積、中央予算の配分案、国家予算の実現情報報告、国家予算の決算、その他財務・予算分野に関するプロジェクト・報告で、自己の担当が振り分けられたものを審査すること。

2. 財務・予算分野に関する国会の法令・決議、国会常務委員会の法令・決議の実現状況を監視すること；担当分野において国家予算や財

務・予算政策の実現状況を監視すること。

3. 担当分野において財務・予算に関する課題を提議すること。

第 23 条：国家会計監査の責務・権限

1. 国家予算の会計監査を実施し、その結果を国会、国会常務委員会に報告すること；国家会計監査法の規定に基づき、国家主席、政府、首相、民族評議会、国会の委員会その他関連する機関に対して会計監査報告を提出すること。

2. 国家予算の決算の会計監査結果を、国会において検討・批准するために、提出すること。

3. 財務・予算委員会その他国会・政府の関連機関との共同で、国家予算見積の報告、中央予算の配分案、国家予算見積の調整案を検査・監査すること。

第 24 条：国家主席の責務・権限

1. 財務・予算分野の法令・法律を公布すること。

2. 財務・予算分野における国際条約の協議、締結、批准決定、国会への批准提出に関して憲法や法律に定めた責務・権限を執行すること。

3. 必要に応じ、政府に対し財務・国家予算の活動に関して会議開催を要求すること。

第 25 条：政府の責務・権限

1. 国会、国会常務委員会に対し、法案、法令その他財務・予算分野の報告・プロジェクトを提出すること；自己権限で財務・予算分野に関する法律規范文書を公布すること。

2. 5 年間財務計画、3 年間財務・国家予算計画を立案して国会へ提出すること。

3. 年次の国家予算見積、年次の中央予算配分案を立案して国会へ提出すること；必要に応じ、国家予算の調整見積を作成して提出すること。

4. 国家予算見積や中央予算の配分に関する国会決議に基づき、各省庁、省庁同等機関、政府所属機関その他中央機関に対し、本法第 19 条第 5 項第 b 号に定めた内容に沿って予算の収支任務を振り分けること；本法第 19 条第 4 項第 a 号、b 号、c 号、d 号、第 5 項第 c 号、第 6 項に定めた内容に沿って、各省・中央直轄市に対し、収支任務、支出超

過、分担収入の中央予算と地方予算の比率（%）、中央予算から各省・中央直轄市への追加予算を振り分けること。

5. 国家予算を統一的に管理し、国家予算の実現に関して業界管理機関と地方の密接な協同を確保すること。

6. 国会に決定された国家予算の実現に関して対策を決定し、管理体制を組織すること；国家予算の実現を検査すること；国会、国会常務委員会に対し、国家予算の実現状況、国会が投資方針を定めた国家目標プログラム、国家重点プロジェクトの実現状況を報告すること。

7. 要求があったとき、国会、国会常務委員会に対して財務・予算について報告すること。

8. 予算の見積、収納、監査、支出の支払い、予算の決算に関する手順・手続きを規定すること；次年度の予算見積の仮配分；予算予備の使用；本法その他関連する法令規定に基づき、財務準備基金その他国家の財務基金を使用すること；

9. 重要度が高く、影響範囲が大きく、かつ、全国の経済・社会任務の実現に関する予算支出の体制を、国会常務委員会の意見聴取の上、決定すること。

10. 全国統一的に実現すべき支出の体制、基準、割当を決定すること；予算支出に関する一部の体制、基準、割当に関しては、地方の特徴に適合するために、枠を規定の上、省級人民評議会に詳細を決定するよう委任すること。

11. 予算配分の原則、指標、割当を策定して、国会常務委員会に決定のため提出すること。これは、各省庁、省庁同等機関、政府所属機関その他中央機関・地方機関に対し、予算見積、予算配分を策定するための根拠とする。

12. 上級国家機関の公文書の実現に関して人民評議会に対して指導・検査すること。人民評議会の決議の適法性を検査すること。

13. 国家予算の決算、国会が投資方針を定めた国家目標プログラム、国家重点プロジェクトの決算を作成して国会へ提出すること。

14. 地方予算見積の検討・決定、地方予算の配分、地方予算の決算の批准に関する規制を公布すること。

15. 任務実現結果に基づいて予算管理を規定すること。

第26条：財務省の責務・権限

1. 法案、法令、5年間財務計画、3年間財務・国家予算計画その他財務・予算分野に関するプロジェクトを準備して政府へ提出すること；自己権限で財務・予算分野に関する法律規范文書を公布すること。

2. 全国統一的に施行するために、国家予算の経常支出に関する原則、指標、割当；予算支出の制度・基準・割当、財務・国家予算の管理体制、国家予算の会計、支払い、決算、目録の体制、財務・予算の報告・公開体制を作成して政府へ策定のため提出するか、政府からの分級に基づいて策定すること。

3. 分野・業界の管轄省庁と合意する上で、分野・業界の予算支出の制度・基準・割当の公布を決定すること；合意に至らない場合、財務省は首相へ検討・見解を求めてから決定するものとする。

4. 国家予算見積、中央予算の配分案、必要に応じた国家予算の調整見積を作成して政府へ提出すること；国家予算の実現を組織すること；税金、料金、手数料、借入、その他の予算収入、国際援助の徴収を統一的に管理・指示すること；振り分けられた予算見積どおりに、国家予算の支出実現を組織すること。国家予算を集計し、決算を作成して政府へ提出すること。

5. 借入金の調達・使用や公債管理に関する5年間の目標・方向性；中期借入管理プログラム；政府債務、公債、国家の海外債務への監視指標システム；政府の年次借入・返済計画を主体的に策定して管轄機関へ承認のため提出すること。

6. 各省庁、省庁同等機関、省級人民評議会、省級人民委員会、省級人民委員会委員長の財務・予算に関わる規定を検査すること。当該規定に、憲法、国会の法令・決議、国会常務委員会の法令・決議、その他上級国家機関の公文書に抵触する部分があれば、以下のとおり行動することができる。

a) 大臣、省庁同等機関の長に対し、当該省庁・省庁同等機関の公文書を廃止又はその施行を中止するよう提議すること。

b) 首相に対し、省級人民評議会の決議の施行を中止するよう提議すること。

c) 首相に対し、法令規定に従って省級人民委員会や省級人民委員会委員長の規定を廃止するよう提議すること。

7. 省庁、省庁同等機関、政府所属機関、その他の中央機関、各地方、経済組織、行政組織、公立事業組織、その他国家予算を使用・納付

する義務が付けられる対象者による財務・予算管理体制の違反行為に対し、財務・予算の検査・監査を実施し、法令規定に従って処分する又は、管轄機関へ処分を提議すること。

8. 法令規定に基づき、国家予算基金、国家準備基金、其他国家の基金を管理すること。

9. 国家予算支出の効果を評価すること。

10. 本法第 15 条の規定に基づき、国会予算の公開を実施すること。

第 27 条：計画投資省の責務・権限

1. 国家予算の開発投資金の配分に関する原則、指標、割当を策定して政府へ提出すること；中央予算の開発投資金の配分方法を立案すること。

2. 財務省、その他関連する省庁・機関と協力し、5 年間財務計画や 3 年間財務・国家予算計画を立案すること。

第 28 条：ベトナム国家銀行の責務・権限

1. 財務省と協力し、国家予算の支出超過に補填すべき借入の方式を作成して展開する。

2. 首相の決定に基づき、国家予算基金の一時的不足を処理するために国家予算に仮払いすること。

第 29 条：省庁、省庁同等機関、政府所属機関、その他中央機関の責務・権限

1. 自己機関の年次予算見積、3 年間財務・国家予算計画を立案すること。

2. 予算見積の集計、年次の中央予算配分案、5 年間財務計画、3 年間財務・国家予算計画、担当分野・業界の年次予算決算を行う過程において財務省、各省庁、その他関連機関と協力すること。

3. 担当分野・業界の予算実現状況を検査・監視すること。

4. 担当分野・業界の予算使用結果と効果を報告すること。

5. 担当分野・業界の任務実現結果にあわせて予算管理を行うべき根拠とするために、技術的・経済的な割当を公布すること。

6. 担当分野・業界の予算支出の制度、基準、割当の作成に関して財務省と協同すること。

7. 振り分けられた予算を管理、実現、公開すること；国家予算の効率的使用を確保すること。

8. 省庁大臣、省庁同等機関、政府所属機関、その他中央機関は、財務・予算分野において振り分けられた責務・権限どおりに実施を組織し、法令規定に従い、管轄範囲内に発生した違反について責任を負うものとする。

第30条：各級人民評議会の責務・権限

1. 上級から振り分けられた予算収支の責務や地方の実況に基づき、以下のことを決定する。

a) 国内収入、原油からの収入、輸出入活動からの収入、無償援助からの収入からなる地域内の国家予算の収入を見積もり、上級機関から振り分けられた国家予算見積を下回らないようにする。

b) 地方が 100%受け取れる地方予算の収入、地方が比率（%）で受け取れる地方予算の収入、上級予算からの補填収入からなる地方予算を見積もる。

c) 自地方の予算支出、下級地方の予算支出からなる地方予算の支出を、開発投資の支出、経常支出、借入利息の返済支出、財務準備基金の追加支出、予算予備の支出でカテゴリ別に見積もる。開発投資の支出や経常支出には、教育・職業訓練分野や技術科学分野に対する具体的な支出が含まれる。

d) 地方予算の借入総額で、地方予算の支出超過に補填すべき借入や地方予算の元金を返済すべき借入を含む。

2. 自地方の予算見積の配分を決定する。

a) 総額；分野別の開発投資の支出、経常支出；地方財務準備基金の追加支出、予備予算の支出。

b) 自地方に所属する機関・部署の分野別の開発投資支出の見積、経常支出の見積

c) 直下級の地方予算への追加金で、予算均衡追加金、特定目標の追加金を含む。

3. 地方予算の決算承認

4. 地方予算の実現展開に向けた方針・対策を決定する。

5. 必要に応じて地方予算の見積調整を決定する。

6. 人民評議会が決定した予算の実現状況を監視する。

7. 同級の人民委員会、同級の人民委員会委員長、直下級の人民評議会による財務・予算に関する法律規范文書で、憲法、国会の法令・決議、国会常務委員会の法令・決議、その他上級国家機関の公文書に抵触したものを廃止する。

8. 自地方の国家予算からの中期投資計画に所属するプログラム・プロジェクトの一覧リストを決定する；国家予算から投資される重点プログラム・プロジェクトを決定する。

9. 省級人民評議会の場合は、本条第1項、2項、3項、4項、5項、6項、7項及び8項に定めた責務・権限以外に、以下の責務・権限も有する。

a) 5年間財務計画を決定する。この計画は、5年間財務計画の総括目標、具体的な目標；地域内の国家予算の徴収可能性；地方予算の収支、地方予算の支出超過、地方予算の借入限度；計画実現向けの主な対策を含む。

b) 毎年の地方予算の支出超過や地方予算の支出超過の補填源。

c) 本法第9条第3項に従って各地方予算級に対する収入源・支出任務の分級を決定する。

d) 本法第37条第2項に定めた収入の中から地方が受け取れる予算及び各地方予算級間の分担収入と、地方自治体の予算との比率（%）を決定する。

d) 法令規定に従って、料金や手数料、その他人民からの納付に対する徴収を決定する。

e) 地方予算の配分に関する原則、指標、割当を決定する。

g) 政府の定めた枠に基づき、一部の制度・基準・割当について具体的に決定する。

h) 政府又は財務大臣が公布した予算支出の原則・基準・割当外で、地域の経済社会発展、地域内の秩序・社会安全の保障を目的に、地方の予算均衡能力に適合しながら、地方の特色な支出任務の一部について予算支出の制度を決定する。

政府はこの号の詳細を規定する。

第31条：各級人民委員会の責務・権限

1.本法第 30 条第 1 項、第 2 項の定めに従って地方予算の見積、地方各級の予算配分案を作成する；必要な場合、地方予算の調整見積を作成し、同級人民評議会へ承認のため提出し、直上級の国家行政機関、直上級の財務機関へ報告する。

2. 地方予算の決算を作成の上、同級の人民評議会へ承認のため提出し、上級の国家行政機関、直上級の財務機関へ報告する。

3. 下級の人民評議会による財務・予算の決議を検査する。

4. 同級の人民評議会の決議に基づき、所属機関・組織に予算の収支任務を指定し、また下級予算の収支任務、下級予算への追加金、分担収入に関する地方の各予算級の比率（%）を指定する。

5. 人民評議会が決めた予算地方見積を実現するための対策・組織を決定する；地方予算の検査・報告を行う。

6. 地域内の国家予算管理に関して上級国家機関と協同する。

7. 法例規定に基づき、国家予算の報告・公開する。

8. 政府の定めに基づき、任務実現成果に合わせて予算管理を実施する。

9. 省級人民委員会の場合、本条第 1 項、2 項、3 項、4 項、5 項、6 項、7 項、8 項に定めた責務と権限以外に、次の任務も負うものとする。

a) 本法第 30 条第 9 項に定めた内容を人民評議会が決定するよう作成して提出する。

b) 本法第 43 条に定めた 3 年間財務・国家予算計画を立案する。

c) 本法やその他の関連法令に従って、財務準備基金やその他の国家財務基金の活用を決定する。

10.人民委員会が本条第 1 項、2 項、3 項、4 項、5 項、6 項、7 項、8 項、9 項の定めに基づいて任務を実現するために、地方の財務機関に対して主体で関連機関と協力するよう指示する。

11. 各級人民委員会の人民委員長は、財務・予算分野において振り分けられた責務・権限どおりに実現を組織するとともに、管轄範囲内に発生した違反について法令規定に従って責任を負う。

第 32 条：予算見積機関の責務・権限

1. 年次の予算収支見積を作成する；管轄機関から所属機関に対して振り分ける予算見積の配分を実施、権限範囲内に予算見積の配分を調

整する；本法第 43 条の定めに従って、管轄範囲内における 3 年間財務・国家予算計画を作成する。

2. 振り分けられた予算収支見積の実施を組織する；法令規定に基づいて予算に収納すべき金額を十分かつ期限通りに納付する；正しい制度、政策、目的、対象に従って支出を行い、節約的かつ効率性を確保する。

3. 所属機関に対し、予算収支の実施について指導・検査する。

4. 会計、統計に関する法令規定を遵守する；法令規定に従って予算の報告、決算、公開を行う；下級の予算見積機関からの決算を承認する。

5. 国立外事業組織の場合、本条第 1 項、2 項、3 項、4 項に定めた責務・権限以外に、政府規定に基づき、活動の開発・品質向上・効率向上に向けて他の料金収入源、その他合法的な収入源を主体的に使用することができる。

6. 定員数や経費の使用について自主的・自己責任の体制で実施することが許可された公共事業の部署や国家機関は法令規定に従い、振り分けられた予算見積に適合した内部支出規制を公布しなければならない。

7. 予算見積機関の長は、財務・予算分野において振り分けられた責務・権限どおりに実施するとともに、法令規定に従って管轄範囲内に発生した違反について責任を負うものとする。

第 33 条：投資主の責務・権限

1. 国家予算管理、公共投資、建設、その他関連する法令規定に適合しながら、投資準備、プロジェクト準備、プロジェクト実現、検収、引き渡しといった投資プロセスを通じて投資プロジェクトを実施する。

2. プロジェクトに関わる契約、会計、統計、報告、決算、公開及び書類保管に関する法令の規定を遵守する。

第 34 条：国家予算に関連する機関、組織、個人の権限・義務

1. 法令規定に従って税金、料金、手数料、その他国家予算へ収納すべき金額を十分かつ期限どおりに納付する。

2. 予算見積によって国家から援助、資金・経費の支援を受けることがある場合、当該資金・経費を正当な目的・制度かつ節約的・効率的に使用し、財務機関と決算を行わなければならない。

3. 予算の会計、統計、公開に関わる法令規定を遵守する。

4. 法令規定に従って財務・予算に関する情報の提供を受け、公衆監査に参加することができる。

第 III 章

各級予算の収入源と支出任務

第 35 条：中央予算の収入源

1. 中央予算が 100%受け取れる収入源：

a) 輸入品から徴収する付加価値税

b) 輸出税、輸入税

c) 輸入品から徴収する特別消費税

d) 輸入品から徴収する環境保全税

d) 資源税、事業所得税、現地国への配分利益、その他石油・ガスの探査・採掘活動からの収入

e) 各国政府、国際組織、海外の組織・個人からベトナム政府への無償援助

g) 中央機関が提供するサービス活動から徴収する料金（活動経費を委任する場合、控除される）；公共事業の部署や中央国営企業が提供するサービス活動から徴収する料金に関しては、料金・手数料に関する法令規定、その他関連規定に従って、その一部又は全部を留置することができ、残りを国家予算へ納付する。

h) 本法第 37 条第 1 項第 h 号に定めた登録料金を除いた、中央国家機関が徴収する手数料

i) 中央国家機関が徴収する行政違反の罰金、その他法令規定に従った罰金・没収

k) 国家財産の売却からの収入で、中央機関・組織が管理する土地使用料及び土地付帯物の使用料も含む

l) 中央機関・組織が処理する、国家の所有権が成立された財産からの収入

m) 経済組織へ出資した中央予算からの資金回収；省庁、省庁同等機関、政府所属機関、その他中央機関が所有者の代表として出資した株

株式会社、2人以上有限会社からの株配当、利益配分；省庁、省庁同等機関、政府所属機関、その他中央機関が所有者の代表として出資した国営企業の各基金設置後に残存する課税後利益；ベトナム国家銀行の支出超過収入

- n) 中央財務準備基金からの収入
- o) 中央予算の予算残高からの収入
- p) 前年度から翌年度への収入源の繰越による収入
- q) その他法令規定に従った収入源

2. 中央予算と地方予算の比率（%）で分担する収入

- a) 本条第1項第a号に定めた付加価値税を除いた付加価値税
- b) 本条第1項第d号に定めた事業所得税を除いた事業所得税
- c) 個人所得税
- d) 本条第1項第c号に定めた特別消費税を除いた特別消費税
- d) 本条第1項第d号に定めた環境保全税を除いた環境保全税

3. 本条の詳細は政府が規定するものとする。

第36条：中央予算の支出任務

1. 開発投資の支出

a) 本条第3項に定めた分野を対象に、省庁、省庁同等機関、政府所属機関、その他中央機関による多地域にまたがるプロジェクトを含むプロジェクトへの投資

b) 国家の注文する公益サービス・商品を提供する企業、中央の経済組織、財務組織への資金投資と援助；法令規定に従う国家資本から企業への投資

c) その他法令規定に従って開発投資

2. 国家準備支出

3. 省庁、省庁同等機関、政府所属機関、その他中央機関による経常支出で、以下の分野に分級される。

- a) 国防
- b) 社会の安寧・秩序・安全
- c) 教育・職業訓練事業

- d) 科学技術事業
- d) 医療・人口・家族事業
- e) 文化情報事業
- g) ラジオ・テレビ・通信事業
- h) 体育・スポーツ事業
- i) 環境保全事業
- k) 経済活動

l) 国家管理機関、政治組織、政治・社会組織の活動；法令規定に従った政治社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織への支援

m) 社会保障の支出で、法令規定に従った社会政策の実現支援の支出を含む。

n) その他法令規定に従った支出

- 4. 政府債務の利息返済
- 5. 援助支出
- 6. 法令規定に従った借出支出
- 7. 中央財務準備基金の追加支出
- 8. 翌年度への中央予算の繰越のための支出
- 9. 予算均衡の追加支出、地方に対する特定目的の追加支出

第 37 条：地方予算の収入源

1. 地方が 100%受け取れる予算収入：

- a) 石油・ガスの探査・採掘活動からの資源税を除いた資源税
- b) 許認可料金
- c) 農業用地の使用税
- d) 非農業用地の使用税
- d) 本法第 35 条第 1 項第 k 号に定めた土地使用料を除いた土地使用料
- e) 土地賃貸料、水面賃貸料
- g) 国家所有住宅の賃貸料、売却金

h) 登録料金

i) 宝くじ活動からの収入

k) 経済組織へ出資した地方予算からの資金回収；省級人民委員会が所有者の代表として出資した株式会社、2人以上有限会社からの株配当、利益配分；省級人民委員会が所有者の代表として出資した国営企業の各基金設置後に残存する課税後利益；

l) 地方財務準備基金からの収入

m) 国家財産の売却からの収入で、地方の機関・組織が管理する土地使用料及び土地付帯物の使用料も含む

n) 国際組織、他の組織、海外の組織・個人から地方への直接無償援助

o) 地方機関が提供するサービス活動から徴収する料金（活動経費を委任する場合、控除される）；省級人民委員会が所有者の代表として出資した国営企業や公共事業の部署が提供するサービス活動から徴収する料金に関しては、料金・手数料に関する法令規定、その他関連規定に従って、その一部又は全部を留置することができ、残りを国家予算へ納付する

p) 地方国家機関が徴収する手数料

q) 地方国家機関が徴収する行政違反の罰金、その他法令規定に従った罰金・没収

r) 地方機関・組織が処理する、国家の所有権が成立された財産からの収入

s) 公益用地からの収入、その他国有財産からの収入

t) 法令規定に基づいた機関・組織・個人からの寄付収入

u) 地方予算の予算残高からの収入

v) その他法令規定に従った収入

2. 本法第 35 条第 2 項の定めに従った中央予算と地方予算の利比率 (%) で分担する収入

3. 予算均衡の追加収入、中央予算からの特定目的追加からの収入

4. 前年度から繰り越された収入源による収入

第 38 条：地方予算の支出任務

1. 開発投資の支出

a) 本条第 2 項に定めた分野で、地方の管理に所属するプロジェクトへの投資

b) 国家の注文する公益サービス・商品を提供する企業、地方の経済組織、財務組織に対する、法令規定に従った資金の投資と援助

c) その他法令規定に従った支出

2. 地方機関・部署の経常支出で、以下の分野に分級される。

a) 教育・職業訓練事業

b) 科学技術事業

c) 国防、社会の安寧・秩序・安全で、地方に管轄を委任する部分

d) 医療・人口・家族事業

d) 文化情報事業

e) ラジオ・テレビ事業

g) 体育・スポーツ事業

h) 環境保全事業

i) 経済活動

k) 国家管理機関、政治組織、政治・社会組織の活動；法令規定に従った政治社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織への支援

l) 社会保障の支出で、法令規定に従った社会政策実現の支出を含む

m) その他法令規定に従った支出

3. 地方政権の債務の利息返済

4. 地方財務準備基金の追加支出

5. 翌年度への地方予算の繰越のための支出

6. 予算均衡の追加支出、下級機関の予算に対する特定目的の追加支出

7. 本法第 9 条第 9 項第 a 号、b 号、c 号に定めた任務の一部の実現を支援するための支出

第 39 条：地方の各級予算間の収入源と支出任務の分級原則

1. 本法第 37 条、第 38 条に定めた地方予算の収入源・支出任務に基

づき、省級人民評議会は次の原則に沿って地方の各級予算間の収入源と支出任務の具体分級について決定する。

a) 各分野の経済・社会、国防・安寧の任務分級や、各地域の経済・地理・住民の特徴、管理能力に適合する。

b) 村・町の予算は非農業用地の土地使用税、商業世帯・個人からの許認可料金、世帯からの農業用地の土地使用税、土地・住宅の登録料金から収入源を分級される。

c) 県級予算や村級予算には、科学技術研究の支出任務が含まれない。

d) 町・省直轄市の支出任務の分級には、各級の国立高等学校、照明電気、上下水、都市交通、都市衛生、その他公益・公共施設に対する建設投資の支出任務が含まなければならない。

2. 政府から振り分けられた分担収入と、地方が 100%受け取れる収入源との比率 (%) に基づき、省級人民評議会は、地方における各級予算間の分担収入の比率 (%) を決定する。

第 40 条：予算均衡追加金、特定目的の追加金、各級予算間の分担収入の比率 (%) の確定

1. 地方予算は、自己予算の収支均衡を行い、振り分けられた経済・社会の任務、国防・安寧の任務を保障することを目的に、地方が 100%受け取れる収入源や、分担収入の比率 (%) で分担された収入及び、上級予算からの均衡追加金を使用することができる。

2. 収入の分担比率 (%) や均衡追加金は次に基づいて確定される。

a) 本法第 35 条、第 37 条、第 38 条に定めた収入源と支出任務の計算は、予算収入制度、予算配分の原則・指標・割当；予算支出の制度・基準・割当；各地域の人口、自然条件、経済・社会条件；遠隔地域、革命施設のある地域、少数民族の多くが居住する地域、困難な地域、特別に困難な地域；大規模な水稻作地域；保護森林・特用な森林の地域；重点経済地域にあわせて行う。

b) 本法第 37 条第 1 項第 d 号と第 i 号に定めた、地方の受け取れる予算収入は、中央予算と地方予算の比率 (%) や中央予算から地方予算への均衡追加金を確定するに用いられない。

3. 上級予算から下級予算への特定目的の追加金は、予算配分の原則・指標・割当；予算支出の制度・基準・割当；上級予算の能力、各下

級地方の予算均衡能力に基づいて確定され、次の場合に下級予算を支援するものとする。

a) 予算安定期の最初年度の予算見積に含まれていない、上級から公布された新規政策・制度を実現する

b) 国家目標プログラム、その他上級機関のプログラム・プロジェクトの中、下級に実現が振り分けられた部分を実現する

c) 下級予算の均衡能力を超えて広域にわたる天災、災害、疾病を克服するために支援する

d) 大規模で特別に重要でかつ地方の経済社会・発展に大きく影響を与えるプログラム・プロジェクトの一部の実現を支援する。支援程度は各プログラム・プロジェクトにあわせて具体的に確定される。本号に定める、中央予算から地方予算への開発投資向けの年次支援総額は、中央予算中の基本建設支出総額の 30%を超えてはならない。

第 IV 章

国家予算見積の立案

第 41 条：年次予算見積の立案根拠

1. 経済・社会発展や国防・安寧の保障、外交、男女平等に関する任務

2. 各省庁、省庁同等機関、政府所属機関、その他の中央機関・組織、地方機関・組織・部署の具体的な責務

3. 税金、料金、手数料に関する法定規定、国家予算の収入制度；予算配分の割当、国家予算支出の制度・基準・割当

4. 収入源と支出任務の分級、分担収入の分担比率（%）、上級予算から下級予算への均衡・追加金

5. 各政権級の法令文書、経済・社会発展計画や翌年度の予算見積の立案について指導する管轄国家機関からの法令文書

6. 5 年間財務計画、3 年間財務・国家予算計画、国家予算からの中期投資計画

7. 前年度の国家予算の実現状況

8. 関連する各級、機関、組織、部署に対して通知する予算収支見

積の検査値

第 42 条：年次国家予算見積の立案要件

1. 国家予算見積は、収支ごとに集計し、また開発投資の支出、経常支出、国家準備の支出、借入返済の支出、援助支出、財務準備基金の追加支出、予算予備の支出といったカテゴリ別に集計しなければならない。

2. 各級予算見積機関が立案する予算見積は、管轄国家機関が定めた書式・期限に沿って不足することなく各収支を反映しなければならない。具体的には、次のとおりとする。

a) 予算収入見積は、マクロ経済指標や関連する指標の予測や、税金、料金、手数料に関わる法令規定、予算収入制度を基本に立案する。

b) 開発投資の支出見積は、管轄機関から承認された企画、計画、プログラム、プロジェクト；5年間財務計画、国家予算からの中期投資計画；見積年度内の各財源均衡能力；公共投資・建設に関わる法令規定、その他関連する法令規定を基本に立案する。

c) 経常支出見積は、振り分けられた任務、管轄機関から承認された任務、管轄国家機関に定められた制度・基準・割当を基本に立案する。定員数や行政管理経費の使用について自主的・自己責任の体制で実施する国家機関や、責務、組織仕組、定員数及び財務について自主的・自己責任の制度で実施する公共事業の部署では、予算見積の立案は、政府の規定に従うものとする。

d) 教育・職業訓練分野、科学技術分野における国家予算の支出見積は、関連する法令規定に従った比率を確保しなければならない。

d) 国家目標プログラムの実現支出の見積は、プログラムの一覧リスト、国会が決定する各時期における国家目標プログラムの実現総経費、国家目標プログラムごとの目的、内容、任務及び成分プロジェクトの詳細に基づいて立案する。

e) 借入返済の予算見積は、予算見積年度における期限到来借入金の返済保障を基本に立案する。

g) 国家予算の支出超過を補填すべき借入予算見積は、国家予算の均衡能力、借入源の能力、返済能力に基づかなければならず、また国会決議に従った借入安全限界内に収まらなければならない。

第 43 条：3年間財務・国家予算計画

1. 3年間財務・国家予算計画は5年間財務計画を基本に、3年を対象期間として毎年策定する財務・国家予算計画であり、予算見積年度とその次の2年間に逐次策定する。この計画は年次の国家予算見積の策定と同じ時点に作成し、年次の国家予算見積の策定方向性を示すためのもの；中期における各分野とその任務・活動・制度・政策ごとの財源配分優先順序の方向性を示すためのものとする。

2. 3年間財務・国家予算計画は、国家レベルの3年間財務・国家予算計画、省・中央直轄市レベルの3年間財務・国家予算計画を含む。内容としては、マクロ経済指標の予測、重要な予算政策；収入値・支出値の予測、収支体制；予算支出超過の予測；国家予算均衡原則の確定、予算財源の配分優先順位、各分野の支出限度、開発投資の支出任務、借入返済の支出、経常支出；予備債務の予測、3年間にわたる計画実現向けの主要対策を含む。

3. 省庁、省庁同等機関、政府所属機関、その他の中央機関、省級機関・部署は3年間財務・国家予算計画を次の内容で作成する：分野、機関、部署の目標、責務、制度、主要政策；財源の予測で、管理が振り分けられる収入の予測、予算支出の要件を含む；責務、活動、制度、政策を実施する時の優先順位の確定・整理方法とその原則を示し、管轄機関から予め指定された支出限度額の中の経費配分を予測する；3年間における予算支出の需要と支出限度額との均衡を保障すべき主要対策。

4. 財務省は主体として計画投資省と協力しながら、国家3年間財務・国家予算計画を取りまとめて政府へ報告し、政府から国会へ提出する；財務局は主体として計画・投資局と協力しながら、省・中央直轄市の3年間財務・国家予算計画を取りまとめて省級人民委員会へ報告し、同人民委員会から同級の人民評議会へ提出し、年次の国家予算見積や国家予算配分案について協議・検討・採決するときの参考とする。

5. 政府は3年間財務・国家予算計画の立案を規定する。

第44条：国家予算見積の立案指導、立案、集計、採決及び指定の期間

1. 5月15日前までに、首相は翌年度の経済・社会発展計画と国家予算見積の立案に関する規定を公布する。

2. 9月20日前までに、政府は本法第47条第1項に定めた報告書類を、意見を求めるために国会常務委員会へ提出する。

3. 政府の各報告は年末の国会会議開幕日の20日前までに国会議員

へ送付される。

4. 11月15日前までに、国会は翌年度の国会予算見積と中央予算配分案を採決する。

5. 11月20日前までに、首相は各省庁、省庁同等機関、政府所属機関、その他の中央機関、省・中央直轄市ごとに対し、翌年度の予算収支見積を指定する。

6. 12月10日前までに、省級人民評議会は翌年度の地方予算見積、省級予算の配分を決定する。直上級の人民評議会が予算見積と予算配分を決定してから10日以内に、下級の人民評議会は翌年度の自己階級の予算見積、予算配分を決定する。

7. 人民評議会が予算見積を決定してから5営業日以内に、同級人民委員会は同級と下級の機関・部署に対して翌年度の予算見積を指定するとともに、人民委員会や直上級の財務機関へ報告する。省級人民委員会は財務省に対し、省級人民評議会に決定された予算見積を報告する。

8. 12月31日前までに、省庁や省庁同等機関、政府所属機関、その他の中央機関、各級人民委員会は、所属の機関・部署や下級人民委員会に対して予算見積の指定を完了しなければならない。

第45条：年次予算見積の作成における機関・組織・部署の責任

1. 地方の各級徴収機関は、地域内の国家予算収入見積を作成して上級徴収機関や同級財務機関へ提出する。中央の徴収機関は、振り分けられた担当分野の国家予算収入見積を作成し、財務省へ国家予算の集計と作成のために提出する。

2. 機関、組織、部署、投資主は振り分けられた任務の範囲内に予算収支の見積を作成し、上級の管理機関へ報告し、上級の管理機関から同級の財務機関へ集計の上報告する。

3. 地方の各級財務機関は、同級の機関・組織・部署の予算見積、下級の地方予算見積を検査する；主体として関連機関と協力しながら、本法第30条第1項・第2項に定めた指標に基づいて地方予算見積、自階級の予算配分案を集計・立案し、同級人民委員会へ報告する。

4. 各級人民委員会は地方予算見積を集計して立案し、同級の人民評議会常務委員会に対し、検討と意見提示を求めるために、報告する。省級人民委員会は財務省、計画投資省、その他関連機関へ提出し、これらの機関が国家予算見積を集計して立案する上政府へ提出する；同時に、

監査のために国会議員団へも提出する。

5. 中央及び地方における各分野・業界の管理機関は同級の財務機関、計画投資機関と協力しながら、管轄が振り分けられた分野・業界の国家予算見積を作成する。

6. 財務省は各省庁、省庁同等機関、政府所属機関、その他の中央機関、地方機関の予算見積を審査する；主体として計画投資省、その他関連する省庁と協力しながら、本法第 47 条第 1 項に定めた事項に沿って国家予算見積、中央予算配分案を集計して作成して政府へ提出する。

第 46 条：年次の国家予算見積・予算配分案の協議と決定

1. 各省庁、省庁同等機関、政府所属機関、その他の中央機関、地方機関・部署は所属機関・部署との協議を実施する。

2. 各級の財務機関は主体として以下を実施する。

a) 同級機関・部署と年次国家予算見積について協議する。

b) 直下級の人民委員会と予算安定期の最初年度の予算見積について協議し、上級予算と下級予算の分担収入の分担比率（%）、上級予算から下級予算への均衡追加金を確定し、翌年以降の予算見積を作成するための根拠とする。

c) 予算安定期のそれ以降に関しては、財務機関は直下級の人民委員会から要求がある場合に、当該人民委員会との協議を実施する。

3. 予算見積、予算配分案について協議する過程において、法令規定に反したり、予算能力又は経済社会発展の方針に適合しない収支があれば、財務機関は再調整を要求するものとする。財務機関と同級の機関・部署及び下級人民委員会との間に意見が一致しない場合、地方の財務機関は同級の人民委員会へ、財務省は首相へ報告して決定を求める。

4. 国家予算見積、中央予算配分案を審査し、国会へ採決のために提出する。

a) 政府は、財務省から提出された政府報告草案について協議して意見を追記する上、国会常務委員会へ提出する。

b) 国会の財務・予算委員会は、政府から国会や国会常務委員会へ提出された各報告を主体として審査する。

c) 国会の財務・予算委員会による審査意見、国会常務委員会の意見に基づき、政府は国会への提出報告を完成させる。

d) 国会は翌年度の国家予算見積と中央予算配分案について協議の上採決する。国家予算見積と中央予算配分案について協議・採決する過程では、予算収支の調整を決定する場合、国会は予算均衡を保障すべき対策を決定する。

5. 国家予算見積と中央予算配分案に対する国会の各機関の審査手順・手続きは、国会常務委員会が規定するものとする。

6. 地方予算見積と地方予算配分案に関する協議・決定は、政府の規定に従って行うものとする。

第 47 条：国家予算見積と予算配分案に関する提出書類

1. 国家予算見積と予算配分案に関する政府から国会への提出書類は以下を含む。

a) 現行年度の国家予算実現状況；国家予算見積と予算配分案を作成するための根拠；国家予算見積の基本内容及びその実現のための対策。

b) 国家予算の収入源を調達すべき対策を含む、国家予算収入の見積。

c) 国家予算支出の見積。この中に、国民経済の重要目標とプログラム、国家予算に関わる党・国家の政策を明記する。

d) 国家予算の支出超過とその補填財源；国内総生産と比較した支出超過の比率。

d) 計画期の最初年度における 5 年間財務計画。

e) 3 年間財務・国家予算計画。

g) 公債法に基づいた公債情報報告。この中に、期限到来借入金、期限超過借入金、年内返済利息、国家予算支出超過を補填するための新規発生借入、年内返済能力、年末時点の借入残高を明記する。

h) 中央管理に所属する予算外国家財務基金の財務計画実現状況報告、翌年度財務計画の予測。

i) 財務・国家予算の安定化に向けた政策と具体対策。

k) 国家予算の資本を使用した国会決定の国家重要プログラム・プロジェクトの、計画年度の投資リスト、実現スケジュール、投資予算見積。

l) 各省庁、省庁同等機関、政府所属機関、その他の中央機関ごとの分野別支出見積；収支任務、支出超過、分担収入の分担比率（%）、

中央予算から省・中央直轄市への追加金。

m) その他国家予算収支見積と中央配分案を説明すべき資料；国会へ提出する国家予算見積報告の中の税減免状況。

2. 国家予算見積と予算配分案に関して人民委員会から同級の人民評議会へ提出する書類は、政府が規定するものとする。

第 48 条：国家予算見積の再作成

1. 国家予算見積と予算配分案が国会にて採決されない場合、政府は国家予算見積と予算配分案を再作成し、国会の決めた時期に国会へ再提出する。

2. 自階級の地方予算と予算配分案が人民評議会にて決定されない場合、人民委員会は自階級の地方予算と予算配分案を再作成し、人民評議会の決めた時期（ただし、政府が定めた期限を超えてはならない）に、人民評議会へ再提出する。

第 V 章

国家予算の執行

第 49 条：国家予算見積の配分と指定

1. 政府、人民委員会から予算見積の指定を受けた後に、中央と地方の第 I 級予算見積機関は、所属する予算使用機関や下級予算に所属する機関（自己支出任務の実現委任がある場合）に対し、予算見積の配分と指定を行い、同級財務機関へ提出するとともに、取引がある地域の国家金庫に実現のために送付する。予算見積の配分と指定は本法第 50 条に定めた期限と要件に従わなければならない。

2. 同級財務機関は第 I 級予算見積機関から予算使用機関へ指定した予算見積を審査する。当該配分が、振り分けられた分野・任務ごとの予算見積の総額と詳細が合わない、又は所定政策・制度に適合しないことを発見したら、第 I 級予算見積機関に対し、予算見積機関から配分報告を受けてから 10 営業日以内に修正の要求を出す。

3. 予算見積の指定権限を有する機関以外の組織・個人は振り分けられた予算任務を変更してはならない。

第 50 条：国家予算の配分と指定に関する要件と期限

1. 予算使用機関に対する予算見積の配分と指定は次の要件に満たさなければならない。

a) 振り分けられた分野・収支任務ごとの予算見積に、総額と詳細ともに適合すること。

b) 政策、制度、基準、割当に適合すること。

c) 年内に回収期限が到来する前払いの予算見積を回収するために資本・経費を十分に配分すること。約束どおりに、外国援助機関から政府開発援助（ODA）を使用したプロジェクトの対応資本を十分に配分すること。

d) 開発投資資本の配分に関しては、公共投資や建設に関する法令規定、その他関連法令に定めた要件に満たさなければならない。

d) 上級予算から下級予算への特定目的の追加金に関しては、正しい目的・対象を保障するとともに、当該目的への地方予算配分の約束もしくは規定に従わなければならない。

2. 国家予算見積の配分と指定の期限

a) 本法第 44 条第 5 項・第 7 項に定めた振り分けられた予算見積に関しては、第 I 級予算見積機関は本法第 44 条第 8 項に従い、前年 12 月 31 日前までに、所属する予算使用機関へ予算見積の配分と指定を完了しなければならない。

b) 追加予算見積の指定を受ける場合、上級予算見積機関や下級人民委員会は規定に従って、追加予算見積の指定を受けてから 10 営業日以内に、予算見積の配分と指定を完了しなければならない。

第 51 条：予算の仮配分

1. 予算年度の年初に、予算見積と予算配分案が国会又は人民評議会にて決定されない場合、各級の財務機関や国家金庫は、予算見積が管轄機関に決定されるまでは、自己の職能にて、遅らせることができない支出任務のために、予算の仮配分を行う。

a) 給料やこれに準じる支出

b) 実務料金と公務料金の支出

c) 下級予算均衡の追加支出

d) 国家仕組の運営を保障すべき必要な支出の一部（設備の購入、修繕に関する支出は除く）

d) 国家目標プログラムや国家重要プロジェクトに所属する各経過プロジェクトのための支出；その他天災、災害、疾病の被害を克服するための重要で緊急な経過投資プロジェクトに対する支出

2. 本条第1項第a号、b号、c号、d号に定めた任務への仮配分の最高月間額は、前年度の月間平均支出額を超えてはならない。

3. ODA 資本や援助機関からの優遇融資を使用するプログラム・プロジェクトに対し、予算が見積されていない、又は振り分けられた見積を超えた場合の投資支出。政府は国会常務委員会へ報告して意見を求めてから直近の国会会議にて報告する。

第52条：国家予算見積の調整

1. 振り分けられた予算見積について変動があつて総合的に調整する必要がある場合、国家予算の全体を調整する。

a) 政府は国家予算の全体調整案を作成し、国会へ決定のため提出する。

b) 上級機関から振り分けられた国家予算と収支任務の全体調整見積に関する国会決議に基づき、各級人民委員会は地方予算の全体調整見積を作成し、同級人民評議会へ決定のため提出する。

2. 政府は次の場合に、国会常務委員会に対して、省庁や省庁同等機関、政府所属機関、その他の中央機関、省・中央直轄市の機関の一部の収支任務調整を決定のため提出し、直近の国会会議にて国会へ報告する。

a) 予算収入の見込みが国会の決めた予算見積に達成できなく、支出の一部を削減する必要がある場合。

b) 国防・安寧に関する緊急な事由、その他客観的な理由があつて調整する必要がある場合。

3. 人民委員会は次の場合に、同級の人民評議会常務委員会に対して、地方予算見積の調整を決定のため提出するとともに、直近の会議にて人民評議会へ報告する。

a) 予算収入の見込みが人民評議会の決めた予算見積に達成できなく、支出の一部を削減する必要がある場合。

b) 国会常務委員会が本条第 2 項の定めに従って省・中央直轄市の一部の予算見積の調整を決定した場合。

c) 下級の予算見積機関又は下級地方の予算見積を調整する必要がある場合。

4. 地方予算の配分が国会の決議に適合しない場合、政府は省級人民評議会に対して予算見積の調整を要求する。

5. 地方予算の配分が上級人民評議会の決議に適合しない場合、人民委員会は下級の人民評議会に対し、予算見積の調整を要求する。

第 53 条：予算使用機関へ指定した見積の調整

1. 次の場合に、所属の予算使用機関に指定した予算見積を調整する。

a) 本法第 52 条の定めに従った予算見積の調整がある場合。

b) 財務機関が第 I 級予算見積機関に対して本法第 49 条第 2 項の規定に基づいて予算見積の調整を要求する場合。

c) 第 I 級予算見積機関が振り分けられた支出分野ごとの総額と詳細に基づいて所属機関間の予算見積を調整する場合。

2. 予算見積の調整は、本法第 50 条第 1 項に定めた予算見積の配分と指定の要件に満たさなければならない。予算見積の調整を行った後、第 I 級予算見積機関は同級の財務機関へ検査のため送付するとともに、取引がある地域の国家金庫へ実現のため送付する。

3. 予算使用機関に指定した予算見積の調整期間は現行年度の 11 月 15 日前までとする。

第 54 条：国家予算の管理組織

1. 機関・組織・部署・個人は自己責務・権限の範囲内で、振り分けられた予算収支任務を完遂させるために必要な対策を講じ、節約・浪費防止・汚職防止を実現し、財務の規則・規律を厳守する。

2. 機関・組織・部署・個人は法令規定に従って予算の納付義務を遵守し、予算を正しい目的・制度に沿って節約的かつ効率的に使用しなければならない。

3. 財務機関は、予算見積に基づいた各支出を適時に支払うための財源を確保する責任を負うものとする。

第 55 条：国家予算の徴収組織

1. 予算徴収機関は財務機関や税務機関、税関機関、その他管轄国家機関から国家予算の徴収任務の実現を指定・委任された機関とする。
2. 予算徴収を組織することが許可されるのは予算徴収機関のみとする。
3. 予算徴収機関は次の責務と権限を有するものとする。
 - a) 関連する国家機関と協力しながら、法令規定に従って正確で十分かつ適時に徴収する；地方の予算徴収業務に関して財務省や上級管理機関、人民委員会からの指示・検査、人民評議会からの監査を受ける；ベトナム祖国戦線とその加盟組織と協力しながら、組織・個人に対して本法、その他関連する法令規定に従って予算の納付義務を遵守するよう、宣伝・奨励する。
 - b) 税金、料金、手数料、その他徴収金の徴収を管理・実現して国家金庫へ直接収納する。徴収委託による徴収が許可される場合、財務省の規定に基づいて十分かつ期限どおりに国家金庫へ収納しなければならない。
 - c) 徴収機関は機関・組織・部署・個人に対し、十分かつ期限どおりに国家予算へ収納すべき徴収金を納付するよう、催促・検査する責任を負うものとする。
 - d) 予算の各収入源を検査・監視する；予算の申告・収納の遵守状況を検査・監査するとともに、法令規定に従って違反行為を処罰する。
4. 国家金庫はベトナム国家銀行や商業銀行にて口座を開設し、国家予算の徴収金を取りまとめることができる；各徴収金を十分で適時に予算に計上し、規定に従って各級予算の徴収金の調整を行う。

第 56 条：国家予算支出の組織

1. 予算見積に含まれた支出任務は実現スケジュールや振り分けられた予算見積の範囲内に経費が確保される。
2. 投資プロジェクトやその他の緊急な支出任務は、締結した契約に伴った業務を実現するために、資本・経費の仮配分を受けることができる。仮配分の資本は契約金額によるもので、振り分けられた予算見積の範囲内に収まり、関連する法令規定に従うものとする。仮配分の資本・経費は完成した業務・質量の支払い時に回収される。
3. 下級予算は必要に応じ、振り分けられた予算見積の支出任務を実現するために、上級予算から仮配分を受けることができる。

4. 振り分けられた予算見積や任務実現の要求に基づき、
 - a) 予算使用機関の長は支出を決定して国家金庫へ実現のため送付する。
 - b) 下級財務機関は国家金庫において上級予算からの追加金の引き出しを行う。
5. 国家金庫は法令規定に従って必要書類の合法性を検査し、本法第 12 条第 2 項に定めた要件をクリアしたら、本条第 2 項・第 3 項の規定に基づいて直接支払い、又は仮配分の方式で予算支出を行う。
6. 国家金庫の長は、本法第 12 条第 2 項に定めた要件に満たさない支出に対して支払いを拒否し、法令規定に従って自己決定に責任を負うものとする。

第 57 条：翌年度予算の仮配分

1. 中央予算や省級予算、県級予算は、管轄機関が決定した国家重要プロジェクト、中央・地方緊急プロジェクトで、国家予算からの中期投資計画に所属するものを実現するために、翌年度の予算見積の仮配分を受けることができる。この仮配分は、国家予算からの中期投資計画に所属して承認された基本建設工事の実現年度の基本建設投資の支出見積の 20%を超えてはならない。翌年度の予算見積を配分するとき、過去の仮配分を全額回収するために予算見積を十分に確保しなければならない；過去の仮配分を全額回収していなければ、翌年度の予算見積の仮配分を行ってはいけない。
2. 政府は翌年度の予算見積の仮配分に関する原則、指標、要件を詳細に規定するものとする。

第 58 条：国家予算基金の一時不足の処理

1. 中央予算基金が一時的に不足する場合、中央財務準備基金、その他合法的な財源から仮配分を受けて処理することができるが、予算年度内に返却しなければならない；財務準備基金、その他合法的な財源が対応できない場合、ベトナム国家銀行が首相の決定に基づいて中央予算のために仮配分を行うものとする。国会常務委員会が決定する特別な場合を除き、ベトナム国家銀行から受ける仮配分は予算年度内に返却しなければならない。
2. 省級予算基金が一時的に不足する場合、地方財務準備基金、中央財務準備基金、その他合法的な財源から仮配分を受けて処理すること

ができるが、予算年度内に返却しなければならない。

3. 県級・村級予算基金が一時的に不足する場合、地方財務準備基金、その他合法的な財源から仮配分を受けて処理することができるが、予算年度内に返却しなければならない。

第 59 条：国家予算の執行過程における予算見積と比較した収支増減の処理

1. 予算収入の見込みが国会又は人民評議会が決めた予算見積に達成できない場合、本法第 52 条第 2 項第 a 号、同第 3 項第 a 号の規定に従って支出の一部を削減する。

2. 増収（予算安定期に活動を開始した新規プロジェクトからの収入源の発生による地方予算の増収は除く）は上級予算へ収納しなければならないが、また予算見積と比較して予算支出を節約した分は次の優先順位で使用するものとする。

- a) 支出超過の低減、元金と利息を含む借入返済の支出増加
- b) 財務準備基金の追加
- c) 給料政策の実現源の追加
- d) 福祉厚生政策の一部の実現
- d) 重要プロジェクトへの投資支出増加
- e) 本条第 3 項、第 4 項に定めた任務の実現

政府は中央予算の増収と支出節約の使用案を作成し、国会常務委員会へ決定のため報告し、直近の会議で国会へ報告する。人民委員会は自階級予算の増収と支出節約の使用案を作成し、人民評議会常務委員会に決定のため報告し、直近の会議で人民評議会へ報告する。予算安定期において新規収入源の発生による地方予算の増収は、本法第 9 条第 7 項第 d 号の規定に従って扱われる。

3. 予算年度の終了時、地方予算の収入が客観的な原因によって予算見積より不足した場合、本条第 1 項の規定に基づいて支出の一部を削減し、かつその他の地方の合法的な財源を使用したにもかかわらず、地方予算の均衡が確保されなければ、上級予算は下級予算に対して上級予算の能力によって支援するものとする。

4. 各級予算間の分担収入が見積を上回った場合の賞与

- a) 中央予算が中央予算と地方予算の分担収入によって予算見積よ

り増収した場合、中央予算は当該増収の 30%以下を使って、増収のある地方に賞与として支給するが、この賞与は前年度の実績と比較した増収を超えないものとする。

国会常務委員会が決めた賞与レベルに基づき、省級人民委員会は同級人民評議会に対し、増収によって受けた賞与をインフラ整備プログラム・プロジェクトへの投資、重要な任務の実現、下級予算への賞与として使用するよう、決定のため報告する。

b) 省級人民委員会は同級人民評議会に対し、地方の各級予算間の分担収入による増収で受ける賞与について規定するために提出する。

第 60 条：国家予算の執行状況の報告

1. 各級の税務機関や税関機関は同級の財務機関や関連機関に対し、法令規定に従って国家予算の徴収状況を定期的に報告する。

2. 国家金庫は同級の財務機関や関連機関に対し、法令規定に従って国家予算の収支実現状況を定期的に報告する。

3. 第 I 級予算見積機関は同級の財務機関や関連機関に対し、法令規定に従って国家予算の収支実現状況を定期的に報告する。

4. 地方における各級財務機関は法令規定に従い、同級の人民委員会や関連機関に対し、地方予算の収支実現状況を定期的に報告する；上級財務機関に対し、上級予算からの特定目的の追加金の使用状況を報告する。

5. 地方の各級人民委員会は同級の人民評議会常務委員会に対し、本法第 52 条第 3 項、第 59 条第 2 項に定めた内容を報告する；同級の人民評議会に対し、年末の会議で地方予算の実現状況を報告し、翌年の半ばの会議で追加の評価報告を行う。

6. 下級人民委員会は上級の財務機関に対し、地方予算の収支実現状況を定期的に報告する。省級人民委員会は財務省に対し、地域における国家予算収入の実現状況、地方予算の収支実現状況を定期的に報告する。

7. 財務省は政府や関連機関に対し、法令規定に従って国家予算の収支実現状況を定期的に報告する。

8. 政府は国会常務委員会に対し、本法第 52 条第 2 項、第 59 条第 2 項に定めた内容を報告する；政府は国会に対し、年末の会議で国家予算の収支実現状況を報告し、国家予算の収支実現状況について翌年の半ば

の会議で追加の評価報告を行う。

第 61 条：予算使用機関による予算の管理と使用

1. 予算使用機関の長は、振り分けられた予算見積に沿った予算の管理・使用について責任を負い、任務実現結果を評価し、効果・節約を確保し、予算支出を正しい政策・制度・基準・割当に沿って行う。

2. 予算使用機関における財務・会計担当者は、財務・予算管理体制や国家会計制度、内部監査体制を遵守するとともに、違反行為を防止・発見する責任を負い、機関の長や同級財務機関へそれらの違反行為を処分するよう提議する。

第 62 条：国家基金の管理

1. 国家基金とは、国家が保有する金銭で、国家金庫がベトナム国家銀行や商業銀行に開設した口座上の金銭、各国家金庫にある現金のすべてを指す。国家基金は各級予算基金や、国家財務基金や経済組織・個人が国家金庫に入れた預金から形成される。

2. 国家金庫は国家基金を集中的かつ統一的に管理し、国家予算の支払い需要や国家金庫を通じた取引機関の支払い需要に十分かつ適時に対応する；国家基金を安全に管理し、効率的に使用するよう保障する。

3. 政府は国家基金の管理体制を規定する。

第 VI 章

国家予算の会計、会計監査及び決算

第 63 条：国家予算の会計、決算

1. 国家予算の収支に関わる機関・組織・部署・個人は国家会計制度や本法の規定に従って国家予算の会計、報告、決算を実施しなければならない。

2. 財務機関は会計報告や決算及びその他の財務報告に関する各種制度を遵守しない同級の予算見積機関・組織・部署に対し、予算支出を一時的に停止することができ、自己の決定に責任を負うものとする。

3. 国家金庫は国家予算の会計処理を実施する；国家予算の収支資料を集計して、所定制度に従って同級の財務機関や関連機関へ報告する。

第 64 条：年末の国家予算の収支処理

1. 予算年度の終了時、予算収支に関連する機関・組織・部署・個人は国家予算の会計帳簿を締めて決算報告を作成する。
2. 国家予算の決算整理期間は翌年 1 月 31 日に終了する。
3. 年内の追加金を含む支出見積は予算年度（本条第 2 項に定めた予算決算の整理期間も含む）が満了したにも関わらず、未だ実現されていない、又は全部支出していなければ、排除しなければならない。ただし、翌年度へ繰越されて同年の予算として決算する一部の支出は除く：
 - a) 公共投資法の規定に基づいて翌年度へ繰越される開発投資の支出。
 - b) 予算見積の実現年度 12 月 31 日前に締結され、設備購入契約や関連書類が揃った設備購入の支出。
 - c) 給料政策の実現財源。
 - d) 公共事業の部署や国家機関に対して自主的な管理を委任した経費。
 - d) 予算見積の実現年度 9 月 30 日以降に管轄機関から追加された予算見積。
 - e) 科学研究の費用。
4. 本法第 59 条第 2 項の規定に従って使用できる増収・支出節約に関しては、管轄機関から翌年度での使用が決定されたら、翌年度へ実現のため繰越することができる。
5. 翌年度予算への繰越は政府が詳細に規定するものとする。

第 65 条：国家予算の決算要件

1. 国家予算の決算資料は正確で忠実かつ十分でなければならない。
2. 国家予算収入の決算金額は実際に収納した金額や規定に従って国家予算の収入として計上した金額とする。前年度の予算に所属して翌年度の予算に収納する収入は翌年度の予算に計上しなければならない。国家予算支出の決算金額は実際に支払った金額や、規定に従って国家予算の支出として計上した金額とする。
3. 予算使用機関、投資主及び各級予算の決算資料は取引がある地域の国家金庫と対照・確認を行わなければならない。
4. 国家予算の決算報告内容は振り分けられた国家予算見積に記載された内容や国家予算目次に従わなければならない。

5. 県級・村級予算の決算報告は予算収入を超えた予算支出を決算してはならない。

6. 予算使用機関や上級予算見積機関、各級予算の決算報告は、担当が振り分けられた部署・地方、機関、分野、プログラム、目標の任務実現結果に伴った予算支出の結果と成果について説明・評価すべき資料を添付しなければならない。

7. 予算外国家財務基金の決算報告は基金任務の実現結果・成果について説明・評価すべき資料を添付しなければならない。

8. 法令規定に反した国家予算の収入は納付先の機関、組織、部署・個人へ返却しなければならない；国家予算の収入で徴収していない部分は予算のために、不足することなく徴収しなければならない；法令規定に反した国家予算の支出は予算のために不足することなく回収しなければならない。

第 66 条：国家予算の決算承認

1. 年次決算の審査・承認は次の内容で行うものとする。

a) 部署における各収支ごとを審査・承認する。

b) 税金、料金、手数料及びその他の国家徴収制度に関わる法令規定に従わなければならない。

c) 支出は本法第 12 条第 2 項に定めた要件を満たさなければならない。

d) 各収支は国家会計制度、国家予算目次、予算年度に従って計上しなければならない。

d) 収支書類は適法でなければならない。会計帳簿と決算報告に記載される資料は国家金庫の書類と資料に合致しなければならない。

2. 年次決算の審査・承認機関

a) 上級予算見積機関は規定に従って直下級の予算見積機関の決算を審査・承認する。

b) 第 I 級予算見積機関が予算使用機関である場合、同級の財務機関は規定に従って同級の第 I 級予算見積機関の予算決算を審査・承認する。

3. 決算の審査・承認を行うときに、審査・承認機関は次の権利を有するものとする。

a) 審査・承認の根拠を確保するために、国家会計監査又は独立会

計監査機関に対し、大規模な目標プロジェクト・プログラムの決算報告に対する会計監査を法令規定に従って行うよう提議する。

b) 対象機関に対し、決算の審査・承認に必要な説明又は情報・資料の提供を要求する。

c) 対象機関に対し、規定に従って国家予算へ収納すべき収納金をすぐに納付し、制度に反した支出や承認済みの予算見積に沿わない支出を決算から排除するよう、要求する；制度に反して支出を行い、国家予算に損失を与えた機関の長に対し、自己の権限で処分するか、管轄機関へ処分を提議する。

d) 間違いやミスの修正、又は必要に応じて下級機関に対して決算報告の再作成を要求する。

4. 年次決算の審査・承認を終了した後に、上級予算見積機関は下級予算見積機関に決算承認通知を送付する；第 I 級予算見積機関である場合、下級予算見積機関や同級の財務機関へ規定に従って審査を行うために送付する。

財務機関は予算使用機関でもある第 I 級予算見積機関に対し、決算の審査・承認を通知する。

5. 決算の審査・承認機関の長は決算承認結果に責任を負うものとし、違反があったにも関わらず発見できない、又は発見したものの処分を行わなかった場合、法令規定に従って処分を受ける。

第 67 条：国家予算の決算査定

1. 決算査定機関

a) 各級財務機関は本法第 66 条第 2 項第 b 号に定めた場合を除き、自己予算級の第 I 級予算見積機関の年次決算を査定する。

b) 省級・県級財務機関は下級予算の年次決算を査定する。

c) 省・中央直轄市の年次予算決算に関しては、財務省は査定しないものとする。

2. 各級財務機関は自己予算級の第 I 級予算見積機関の年次決算を次の内容で査定する。

a) 規定に従って決算資料の十分性・正確性を検査する；第 I 級予算見積機関の決算資料と、所属機関・部署からの決算承認通知及び国家金庫からの資料確認との整合性を確保する。

b) 振り分けられた予算見積と比較した増減分の決算資料に対してその正確性と合法性を審査・確定する。

c) 年次決算について評価する。

3. 省級・県級財務機関は下級予算の年次決算を次の内容で査定する。

a) 規定に従って決算資料の十分性・整合性を検査する。

b) 振り分けられた予算見積と比較した増減分の決算資料に対してその正確性と合法性を審査・確定する。

c) 年次決算について評価する。

4. 決算の査定を行うときに、財務機関は次の権利を有するものとする。

a) 第 I 級予算見積機関、下級財務機関に対し、決算の査定に必要な情報・資料を補充するよう要求する。

b) 責任機関に対し、制度に反した支出を決算から排除して回収し、規定に従って国家予算へ収納すべき収納金をすぐに納付するよう、要求する。

c) ミスがあった場合、決算の審査・承認を行う機関に対し、予算見積機関の決算資料を修正するよう、要求する。

d) 法令規定に反して予算へ収納した収納金を返却するよう要求、又は管轄機関へ要求を出すよう提議する。

5. 年次決算の査定を終了したときに、財務機関は決算査定通知を出すとともに、コメントや提唱を添付して第 I 級予算見積機関又は下級人民委員会へ実現のため送付する。

間違いやミスを発見した場合、財務機関は第 I 級予算見積機関に対して決算資料の修正を要求する；下級予算の決算に関しては、上級財務機関は下級人民委員会に対し、同級人民評議会へ決算資料を修正するために提出するよう、要求する。

違反を摘発した場合、財務機関は自己権限で処分するか、又は法令規定に従って処分するよう、管轄機関へ提議する。

6. 省・中央直轄市の予算決算に関しては、国家予算の決算を集計する過程に間違いやミスを発見したら、財務省は省級人民委員会に対し、同級人民評議会へ資料を修正するために提出するよう、要求する。違反

を摘発した場合、財務省は自己権限で処分するか、又は法令規定に従って処分するよう、管轄機関へ提議する。

第 68 条：予算見積機関や投資主の国家予算決算の作成

1. 予算使用機関は自己機関の国家予算収支の決算を作成し、直上級の予算見積機関へ提出する。

2. 基本建設投資プログラム・プロジェクト、国家目標プログラム、国家重要プロジェクトの投資主：

a) 予算年度の終了時に、使用した資本源の決算、予算資本源の決算、資本使用状況、完成して年内に決算された質量の価値を報告し、基本建設資本支給機関や投資主の上級機関及び同級財務機関へ送付する。

b) 基本建設投資プログラム・プロジェクト、国家目標プログラム、国家重要プロジェクトが完成したときに、全資本源の決算、予算資本源の決算を作成し、資本使用状況の説明報告を添付した上、基本建設資本支給機関や管轄機関に対し、基本建設工事、プログラム、プロジェクトの決算報告を、所定制度に従って審査・承認するために送付する。

c) 国会が投資方針を定めた国家目標プログラム、国家重点プロジェクトに関しては、本項第 a 号、第 b 号に定めた規定以外に、政府に対して国会へ決定のため報告するよう、決算報告を作成して提出しなければならない。

3. 承認された予算使用機関の決算に基づき、上級予算見積機関は管轄範囲内の国家予算決算報告を作成し、直上級の予算見積機関へ送付する；第 I 級予算見積機関である場合、同級の財務機関へ送付する。

第 I 級予算見積機関は、同級の財務機関へ所定期限どおりに決算報告を送付できることを前提に、所属する予算見積機関が決算報告を提出すべき期限を規定する。

第 69 条：地方予算の決算期限と決算手順

1. 国家金庫の報告や、自己階級に所属する第 I 級予算見積機関の予算決算への承認・査定結果及び、人民評議会によって承認された下級予算の決算報告に基づき、地方の財務機関は地方予算の決算を取りまとめ・集計し、同級人民委員会へ提出する。

2. 人民委員会は地方予算の決算報告を同級人民評議会の委員会へ査定のため送付する；同時に直上級の財務機関へ送付する。

3. 人民委員会は地方予算の決算報告を人民評議会に提出する前に、

同級の人民評議会常務委員会へ送付して意見を聴取する。

4. 人民委員会による予算決算報告や人民評議会の委員会による査定報告は同級の人民評議会議員に対し、翌年度の半ばの人民評議会会議の開幕日の5営業日前までに、送付しなければならない。

5. 村級人民評議会は自己階級の予算決算報告を審査・承認し、決算報告の承認日から5営業日以内に県人民委員会へ送付する。県級人民委員会は県級予算の決算を取りまとめて作成し、県級人民評議会へ承認のため提出し、決算報告の承認日から5営業日以内に省級人民委員会へ送付する。省級人民委員会は地方予算の決算を取りまとめて作成し、翌年12月31日前までに地方予算の決算を承認するよう、省級人民評議会へ提出する。

省級人民評議会は村級・県級予算の決算を承認すべき期限を具体的に規定し、また人民委員会から本条第2項、第3項に定めた関連機関へ予算決算報告を送付すべき期限を具体的に規定するものとする。

6. 地方の各級予算の決算が人民評議会に承認されていない場合、同級人民委員会や、当該予算の決算を会計監査した国家会計監査機関は、人民評議会から要求された内容を引き続き解明する上、人民評議会が決めた期限（ただし、本条第5項に定めた期限を30日以上超過してはならない）までに再提出しなければならない。

第70条：国家予算の決算期限と決算手順

1. 中央予算に所属する第I級予算見積機関は管轄範囲内の予算収支決算報告を作成し、翌年10月1日前までに財務省や国家会計監査機関へ送付する。

2. 省級人民委員会は地方予算の決算報告を翌年10月1日前までに財務省や国家会計監査機関へ送付する。

3. 省級人民評議会が地方予算の決算を承認してから5営業日以内に、省級人民委員会は地方予算の決算を財務省や国家会計監査機関へ送付する。

4. 国家金庫の報告や、中央予算に所属する第I級予算見積機関の予算決算への査定結果及び、省級人民評議会によって承認された地方予算の決算に基づき、財務省は国家予算の決算報告を集計・作成し、予算年度終了後の14カ月間以内に、政府や国家会計監査機関へ提出する。

5. 政府は国家予算の決算を国会へ提出する前に、予算年度終了後

の 16 カ月間以内に国会常務委員会へ報告して意見を求める。

6. 政府による国家予算の決算報告は年半ばの国会会議の開幕日 20 日前までに、国会議員へ送付する。

7. 国会は予算年度終了後 18 カ月以内に、国家予算の決算を審査・承認する。

8. 国会の各機関による国家予算の決算承認への審査手順・手続きは、国会常務委員会が規定するものとする。

9. 国家予算の決算が国会に承認されていない場合、政府は自己責務・権限の範囲内に、国家会計監査機関とともに国会から要求された内容を引き続き解明し、国会の決めた期限までに再提出する。

第 71 条：国家予算決算報告、地方予算決算報告に対する会計監査

1. 国家会計監査機関は国家予算の決算報告を国会へ審査・承認のため提出する前に、会計監査を実施する。

2. 国会会計監査機関は地方予算の決算報告を省級人民評議会へ審査・承認のため提出する前に、会計監査を実施する。

第 72 条：国家予算残高の処理

1. 中央予算・省級予算の残高は国家予算の借入金の元金と利息を返済するために使用される。予算残高が残る場合、その 50%を同級の財務準備機関に配分する；残りの 50%を翌年度の予算収入に配分する；財務準備機関が年次予算支出見積の 25%に達した場合、残った残高は翌年度の予算収入に計上するものとする。

2. 県級・村級予算の残高は翌年度の予算収入に計上するものとする。

第 73 条：国家予算の決算承認後における規定に反した国家予算収支の処理

国家予算の決算、各級地方政権の予算の決算が管轄機関から承認された後に、規定に反した予算収支を発見した場合、本法第 65 条第 8 項の定めに従って処理し、処理年度の予算に決算することができる。

第 VII 章

施行条項

第 74 条：特殊内容に関する施行案内

1. 本法の規定に基づき、政府は国防・安寧や外交分野における一部の活動の予算管理と予算使用、ホーチミン市や一部の省・中央直轄市及び行政・経済特区に対する特殊な財務・予算の体制・政策について規定し、国会常務委員会へ報告して意見を求める上、国会へ直近の会議で報告する。

2. ハノイ市は首都法の規定に従って特殊な財務・予算の体制・政策を実施するものとする。

第 75 条：経過装置

1. 2015 年度、2016 年度の予算決算に関しては、国家予算法第 01/2002/QH11 号を適用するものとする。

2. 2011～2015 年度予算安定期は 2016 年まで延長するものとする。次の予算安定期は 2017 年から 2020 年までとする。省庁、省庁同等機関、政府所属機関、その他の中央機関及び各地方の 2016 年度予算見積は次のとおり実現する。

a) 経常支出の予算見積は 2010 年 9 月 30 日付首相決定第 59/2010/QD-TTg 号に基づいた国家予算の経常支出の見積配分水準を適用するものとする。

b) 開発投資の予算支出見積に関しては、国会常務委員会の決議に定めた 2016～2020 年の国家予算資本源配分の原則・指標・基準・割当を適用するものとする。2016 年度の開発投資の予算支出見積は 2016～2020 年の中期投資計画に含まれなければならない、また 2016 年度の予算支出の前年比増加率に適合するよう調整する。

第 76 条：施行効力

1. 本法は 2017 年予算年度から施行効力を有するものとする。

2. 国家予算法第 01/2002/QH11 号は本法の発効日以降、失効するものとする。

第 77 条：詳細規定

政府は本法に振り分けられた各条項の詳細を規定する。

本法はベトナム社会主義共和国の第 XIII 期国会第 9 回会議において 2015 年 6 月 25 日に採決された。

国会主席
(署名済み)

Nguyen Sinh Hung